

福井県議会議長

宮本 俊 様

2026年2月17日

提出者 原子力発電に反対する福井県民会議

(福井県三方上中郡若狭町気山 145-6-1)

代表委員 中嶌 哲演

嶋田 千恵子

笠原 一浩

松下 照幸

## 原発構内乾式貯蔵施設設置 事前了解願に関する陳情書

### 〔陳情の主旨〕

日頃は私たち県民のために様々な課題にご尽力くださいましてありがとうございます。新しい知事を迎え、県議会として私たち県民の声を知事にしっかりとお伝えしていただきたいと思います。

さて、私たちは昨年の県議会において4回（2月・6月・9月・12月）にわたり、関西電力の原発構内乾式貯蔵施設設置について陳情してきました。

歴代の福井県知事は、原子力政策そのものは私たちと異なる見解に立っていましたが、それでも、使用済み核燃料だけは県外移設を強く求め、それを原発再稼働の条件としてきました。原子力発電に反対する私たちも、もちろん原発構内乾式貯蔵施設設置について反対です。その理由は、乾式貯蔵施設が設置されれば貯蔵プールから乾式貯蔵施設に使用済核燃料が移され原発運転が可能になります。そうなれば、なし崩しに原発運転が延命され原発事故につながりかねないことと、使用済核燃料や高レベル放射性廃棄物を増やすことになるからです。

そして、乾式貯蔵問題について県民に理解が深まっていない現実があります。その大きな要因は、私たちが再三再四求めてきた県民への説明がなされていないことがあります。乾式貯蔵施設の事前了解の判断が迫っているといわれている中、県議会として私たち県民や、県内外の周辺自治体住民の理解を深め、声を聴いて、決して拙速な判断をしないよう求めます。

そもそも、乾式貯蔵施設の問題は、福井県と関西電力の間での約束である使用済み核燃料の県外搬出ができていないことにあります。言い換えれば、使用済核燃料の県外搬出が確保されれば乾式貯蔵施設は必要ないということです。

県内使用済核燃料の柱となる行先である六ヶ所再処理工場は、完成が27回も延期され、完成ができるかどうか不透明な現実を踏まえると次のことが考慮されます。

- ① 六ヶ所再処理工場が計画通り完成したら県内の使用済核燃料は六ヶ所再処理工場に搬出できるので、乾式貯蔵施設は必要ありません。
- ② 六ヶ所再処理工場が完成しなかった場合、使用済核燃料の県外搬出ができずに原発内にとどまります。仮に乾式貯蔵施設に移せば原発運転が続き新たな使用済核燃料ができるで県内の使用済核燃料は増え続けることになります。県内の使用済核燃料が置きっぱなしになる不安が出てきます。乾式貯蔵施設が県内使用済核燃料を増やすことになり、県民の不安を増幅させるということです。

以上のことから考慮すれば、六ヶ所再処理工場が完成してもしなくても乾式貯蔵施設は要らない（あるいは危険や不安を増幅する）ということです。

今年1月に中部電力浜岡原発で基準地震動のデータ不正があったことが公表され原発の安全性に大きな疑問が出ています。基準地震動は原発の安全の生命線です。乾式貯蔵施設でも地震は審査の対象になっています。乾式貯蔵施設の事前了解願の判断に際して、原子力規制委員会に、美浜・大飯・高浜原発の基準地震動に不正がなかったかどうかの調査を求めるべきではないでしょうか。

2月県議会で以下の項目について陳情いたします。議会で取り上げていただきてしっかりと議論していただきますようお願いいたします。また、県民の声を代表する議会として議論した中身を知事に届けてください。お願いいたします。

#### 〔陳情項目〕

- (1) 関西電力から提出されている乾式貯蔵施設の原発構内設置の事前了解願については認めないでください
- (2) 六ヶ所再処理工場が計画通り完成しない場合、県内使用済核燃料は県外に搬出されず、仮に乾式貯蔵施設に移されれば原発運転が続き今以上に使用済核燃料は増えます。つまり、乾式貯蔵施設は県外搬出に役に立たないばかりか増やすことに寄与します。事前了解願を認めないでください。
- (3) 中部電力の浜岡原発の基準地震動データ不正に鑑み、原子力規制委員会に美浜・大飯・高浜原発の基準地震動に不正がなかったかどうかの調査を求めて下さい。その結果が出るまで事前了解願の判断はしないでください。
- (4) 福井県の原子力行政の三原則の一つである「地域住民の理解と同意」に従って、知事に乾式貯蔵施設問題について県民説明会を複数回開くことを求めてください